（仮訳）

憲　章

IASB と他の会計基準設定主体

グローバルな財務報告基準の開発及び維持管理のための協働

目　次

背　景 3
IASB 3
会計基準設定主体 3
国際的及び地域的なグループ及びネットワーク 4
IASB の協議機関 5
憲　章 6
目　的 6
包括的な原則 6
共有するコミットメント 7
IFRS 基準設定プロセス 8
スタッフ間の協力 8
証拠の収集及び利害関係者との接触 9
IASB 作業プログラム 9
アジェンダ協議 10
調査研究プログラム 10
基準プログラム 11
IFRS の適用及び維持管理 13

背　景

1　この憲章は、国際会計基準審議会（IASB）と会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）に参加している会計基準設定主体及び他の会計団体（本憲章では「他の会計基準設定主体」と呼ぶ）との間での理解を示すものである。2014年3月の会議で、IFASSは本憲章を支持する合意に至り、IASBと他の会計基準設定主体との協働関係を明確化することに役立つよう本憲章をIASBのウェブサイトに掲載すべきであることに IASB の代表者と合意した。IASB 及びIFASSは、本憲章で示されているこの理解はIFASSに参加していない基準設定主体にも当てはまり得ると認識している。

2　IFASSは、次のような機能を有するすべての基準設定主体及び団体が参加できるようになっている。

(a) ある法域のための会計基準を設定する責任・権限

(b) ある地域のいくつかの法域にまたがって会計基準の設定に対する責任、又はそれを促進する直接的な役割、あるいは、

(c) 立法機関に提言を行う目的で IFRS（又は別の基準設定主体が設定する基準）を自らの法域での採用のために評価する責任

3　本憲章は、IASB 及び他の会計基準設定主体が寛容の精神をもち、緊密な関係で協力することが不可欠であるという前提で開発されている。本憲章で識別している活動は、IASB と他の会計基準設定主体の間の関係の構築と維持において重要である。

IASB

4　IASBは、IFRS財団の基準設定機関で、IFRSの作成と公表を含むすべての専門的事項について責任を有している。IFRS が高品質でグローバルに受け入れられるものとなるためには、世界中の利用者及び作成者のニーズと要求に対処する必要がある。IFRS の成功は、各地域及び各法域にわたって首尾一貫して適用されない限り、達成されない。これを達成するためには、IFRS の開発をIASB と利害関係者の間での協力的なプロセスを用いて行う必要がある。

会計基準設定主体

5　大半の法域には、IFRS の開発若しくはエンドースメント又はその両方及び他の事項に関して、当該法域の中で重要な所定の独立した役割を有する国内の団

体がある。基準設定主体の役割はさまざまであるが、例えば、IFRS を適用しない企業のための国内会計基準の開発、IFRS の提案に対する見解の表明、IFRS 及び IFRS の変更を採用すべきかどうかの提言などが含まれている場合がある。しかし、固有の責任の相違はあるものの、他の会計基準設定主体は、高品質で強制力のあるグローバルな財務報告基準の単一セットの開発という IASB の目標を支持している。

6 他の会計基準設定主体は、IASB の活動に類似した活動を行っており、IASB が IFRS の開発、適用の支援及び維持管理を行う際に重要な、国内の規制上の要因や経済的及び文化的な諸要因についての知識を有している。会計基準設定主体は、国内の利害関係者のネットワークと交流し、国際的な動向に関して情報を伝えている。また、利害関係者の見解及び提案により法域内で生じる可能性が高い影響を要約又は統合した上で IASB に提供するとともに、それらの利害関係者の見解に関する意味合いについて情報を提供している。これは同様に、IASB がさまざまな法域にわたる見解及び生じる可能性の高い影響を検討し比較するのに役立つ。

7 会計基準設定主体は多くの活動（例えば、翻訳、国内法令の要求の遵守、特定の期間における基準の編纂、新規又は改訂文章の統合など）に従事しており、そのうちのいくつかは、IFRS の採用及び継続して行われる IFRS のエンドースメント（該当する場合）を促進する可能性がある。「各国基準設定主体のためのモデル」という文書は、各国基準設定主体の属性と責任をより詳細に記述している[1]。

8 したがって、会計基準設定主体は、IFRS に関する利害関係者であるとともに、IFRS ネットワークの不可欠の一部でもある。

国際的及び地域的なグループ及びネットワーク

9 いくつかの会計基準設定主体は、情報の共有、議論の促進、共同での調査研究の実施、適用上の論点の識別、発展途上の会計基準設定主体の指導、IFRS の開発及び適用の支援のための他の活動の実施などに関する取決めを有している。また、ある地域内の基準設定主体が組織したグループもあるほか、国際的なグループもある。こうしたグループとして、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）基準設定主体協議フォーラム、アジア・オセアニア会計基準設定

[1] IFASS は、オーストラリア会計基準審議会が「各国基準設定主体のためのモデル」を開発している段階において、これに関する議論を数回行い、各国基準設定主体の活動として明記された目的及び記述並びにそれらを支える概念を支持するに至った。これは、IFASS が、当該モデルは各国基準設定主体及びそれらを監督する機関にとって、強制的でないものの、有用なガイダンスを提供すると判断したからである。

主体グループ、ラテンアメリカ基準設定主体グループ、全アフリカ会計士連盟がある。

10　本憲章は、主として個々の会計基準設定主体との関係を念頭に開発されている。IASB は、これらの団体から構成される国際的又は地域的なグループとの交流を個々の会計基準設定主体との交流を犠牲にして行うことは想定していない。他方、これらの地域グループは、他の会計基準設定主体の交流及び活動を、より効果的かつ効率的にするために設置されたものである。

11　一部の会計基準設定主体は、自身が参加する地域グループを通じて見解又は利害を伝えることを選択するかもしれない。他方、IASB に直接に見解を伝えて交流することを選択する主体もいるかもしれない。その両方を行う主体もいるかもしれない。「各国基準設定主体のためのモデル」という文書は、会計基準設定主体のネットワークが基準の開発及び適用をより効果的かつ効率的にするのに資することのできる方法を示している。

IASB の協議機関

12　IASB は、作成者、投資者、監査人及び規制当局（証券規制及び金融健全性規制）へのアクセスを確保するためにさまざまな協議機関を設置している。また、会計基準設定主体は、これらの機関（IFRS 諮問会議やプロジェクト関連の協議グループを含む）の多くに代表者を出している。

13　また、IASB は、プロジェクトに関する専門的な助言及びフィードバックを IASB に提供することを目的として、会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）を設置している。ASAF は、会計基準設定主体と会計基準設定に関与している地域団体の両方からの指名されたメンバーによるグループである。

14　本憲章は、IASB 及び協力する他の基準設定主体が、これらの協議機関の作業をどのように補完し、IASB と会計基準設定主体に便益を与えるのかを記述している。協議機関は、IASB の活動における個別のプロジェクト又は側面に重点を置く傾向があり、それらの会合は原則として公開で開催されている。本憲章で想定されている活動は、より広範囲の活動にまたがって日常的に行われる活動である可能性が高い。

憲　章

目　的

15　本憲章の目的は、IASB と他の会計基準設定主体との間の協力に関していくつかの主要な原則を定めることである。これらの原則は、国際的な会計基準設定の効率性と有効性を高めるように設計されている。

16　本憲章は、ともに公益のために活動している他の会計基準設定主体と IASB との間のパートナーシップを示すものである。本憲章は、関係者、目標及び活動の共通性から導かれているが、補足的な相違点及び能力も踏まえたものとなっている。

17　本憲章は、グローバルな会計基準設定活動が IASB と他の会計基準設定主体の共通の目標を満たすことにつながるとともに、それぞれの観点から関与する各当事者のニーズ及び要求が最大限に充足される可能性が最も高い精神及び方法について記述したものである。

18　本憲章は、IASB と他の基準設定主体の間のコミットメントと期待に関する共通の理解を記述したものである。したがって、これは拘束力のある契約上の取決めではなく、各当事者の誠意と最善の努力に依拠する協力のあり方に関する声明である。ここに示している原則は、IASB 及び協力する他の会計基準設定主体のスタッフ及びメンバーの実務上の諸側面に焦点を当てており、最大限の配慮に値する行動及び手続事項を記述している。

19　本憲章は、経験又は状況に応じて見直される。

包括的な原則

20　IASB と他の会計基準設定主体は、次のように作業することを約する。

(a) 独立性を尊重しつつ、緊密に協力して

(b) 透明かつオープンに（これには、情報の共有や（必要と考えられる場合には）リソースの共有を含む）

(c) 相互の信頼及び敬意をもって

(d) 公益のために共通の目標を達成するための義務感、責任及び説明責任をもって

21　IASB 及び他の会計基準設定主体は、それぞれにデュー・プロセスがある。協

力には、相互の独立した意思決定と固有の責任を尊重しつつ、透明性の向上、相互理解の向上、関係者にとってのコストの削減を目指して、可能な限り協働することが伴う。しかし、IASB は、他の会計基準設定主体が IFRS を採用又はエンドースする際に、IASB のデュー・プロセスの完全性や IFRS 財団評議員会のデュー・プロセス監督委員会の活動に少なくも部分的には依拠している可能性が高いことを認識する。

共有しているコミットメント

22　IASB は、次のことを約する。

(a) 積極的に他の会計基準設定主体と接触し、彼らの見解及びフィードバックが、利害関係者とのアウトリーチの重要な一部として IASB に忠実かつ十分に提示されることを確保する。

(b) IASB と他の会計基準設定主体との間の必要な連絡、コミュニケーション及び支援を提供する。

(c) 他の会計基準設定主体が自身の固有の法域における任務の下で活動していることを認識し、その独立性を尊重する。

(d) アウトリーチ及びフィールドワーク活動を、他の会計基準設定主体とできる限り緊密に協力して展開し、独立性が許す範囲で、関係者にとっての協議のコストを限定するようにする。

23　IASB は、これらの団体の各法域内での既存の法律上の権利及び義務を損なわないようにすることも約する。

24　会計基準設定主体は、次のことを約する。

(a) 高品質で理解可能な強制力のあるグローバルに認められる財務報告基準の開発における IASB の役割を支援しそれに貢献する。

(b) IASB が自身のプロジェクトに関連性のあるすべてのインプットを理解できるようにするため、IASB の技術的な基準設定活動について自らの法域・地域内の関係者からのインプットが（自身に又は IASB に直接に）行われることを奨励する。

(c) 世界中の各法域内での IFRS の使用の進展に関して定期的に情報交換し、信頼できる最新のデータベースを維持する。

(d) 自らの活動が、IASB の独立性や誠実性及び IFRS に関する最終的な権限

を有する任務を損なったり、それらに異議を唱えたりすることがないようにすることによって、IASB の独立性を尊重する。

25　IASB は、各会計基準設定主体が同程度のリソースを有しているわけではなく、一部の会計基準設定主体が他よりも重要でかつ定期的な貢献を行う能力があることを認識する。また、IASB は、IFRS の採用を選択していない法域における他の会計基準設定主体でも、IFASS や他のフォーラムへの参加及びインプットの提供によって、国際的な財務報告の改善への重要な貢献を行える可能性があることも認識する。

IFRS 基準設定プロセス

26　これらの原則の設計は、IASB が何を優先事項とすべきかについて幅広い関連性のあるインプット（新たに発生している適用上の論点の識別を含む）を得るとともに、プロジェクトのライフサイクルのすべての段階で関連性のある十分な証拠及び分析へのアクセスを得ること（新たな財務報告の要求事項を開発すべきかどうかの調査や、公開草案及び IFRS の開発、適用後レビューの実施を行う時点を含む）を確保できるように行われている。

27　会計基準設定主体は、IASB がこの結果を達成する上で非常に重要である。これは特に、会計基準設定主体が国内での任務の一部として行う作業や IASB と協力して行う作業が、基準開発のあり方や基準の適用方法に影響を与える可能性のある各法域固有の事項を IASB が考慮することを確保するのに役立つからである。

スタッフ間の協力

28　スタッフ・レベルでの公式及び非公式の接触は、IFRS の開発及び適用のすべての局面を通じて、IASB と他の会計基準設定主体にとって非常に有用である。

29　IASB と他の会計基準設定主体との間の定期的な接触（二者間と多国間の両方）は、理解と認識を増進させ、すべての参加者に議論及び基準開発に貢献する機会を提供するのに役立つ可能性がある。例えば、さまざまな地域からの会計基準設定主体が IASB との対話（適用後レビューの一部や、潜在的な実務の不統一に関する議論など）に参加することにより、各法域の相違や考え方の相違についての認識を高めることができる。

30　IASB と他の会計基準設定主体は、シェアポイント・ポータルの維持、定期的な及び臨時の電子メール、会議、地域フォーラム、電話会議及び対面会議を含

むさまざまな方法で交流することができる。IASB は、他の会計基準設定主体の間のコミュニケーションについても、主にシェアポイント・ポータルを通じて支援する。

31　IASB は、「客員研究員」プログラム又はプロジェクト個別の派遣のいずれかを通じての、他の会計基準設定主体からのスタッフ支援の提供を歓迎する。これらを効果的なものとするには、IASB と参加する基準設定主体の両方の観点から、当該関与に関するスタッフ・メンバーの役割と責任についての明確な理解をもって行うことが必要である。

証拠の収集及び利害関係者との接触

32　IASB は、グローバルな基準設定活動の基礎を証拠に置き、作業プログラムの各段階を支援するため関連性のある情報を収集する。国内のインプットと証拠は、IASB の作業計画のすべての部分で重要である。他の会計基準設定主体は、IASB に対して自身の見解と分析を提供するとともに、自身のデュー・プロセスの一環としての取組みを通じて、法域の文脈での論点を検討しつつ、国内の利害関係者へのアクセスを提供したり、国内の利害関係者の意見を伝えたりする。これは、IASB がプロセスの各段階で、さまざまなニーズを理解し、論点に関する考え方の多様性を認識するのに役立つ。

33　同様に、他の会計基準設定主体は、自身の使命と責任を支えるために証拠を収集する。

34　IASB は、定期的にさまざまな法域の関係者と一緒に IFRS の論点を議論することが必要となる。こうした議論には、国内の関係者が提起する議論が含まれる。国内の基準設定主体が IFRS の開発に関して関係者と開催するすべての議論を IASB に知らせることが実務上不可能であるのと同様、IASB がこうした議論のすべてを国内の基準設定主体を通じて実施しようとすることは実務上不可能であろう。しかし、IASB と他の会計基準設定主体の双方が、実務上可能な限り多くの議論について連携を確保し、生じている関連性のある重要な論点を互いに知らせるように努めるべきである。取組みを連携させることを支援するため、以下にガイダンスを示している。

IASB 作業プログラム

35　IASB の作業プログラムには、さまざまな構成要素がある。

- **アジェンダ協議**：今後 3 年から 5 年間にわたる IASB の優先順位の設定
- **調査研究プログラム**：IFRS を改善するための潜在的なプロジェクトの識別に

焦点を当てた調査研究ペーパー及びディスカッション・ペーパーの開発

- **基準プログラム**：新基準又は大幅な基準改訂の開発（概念フレームワークを含む）
- **基準の適用の支援及び維持管理**：狭い範囲の改善、解釈指針及び教育マテリアルの開発、並びに適用後レビューの実施

アジェンダ協議

36　3 年ごとに、IASB は作業プログラムに関する公開協議において優先順位の見直しを行う。会計基準設定主体は、IASB が財務報告の改善が必要な領域を識別するのを助ける上で重要な役割を有している。IASB 及び他の会計基準設定主体が、ともに優先順位について関係者と議論することが必要であろう。これには、連携した正式のデュー・プロセスを通じて行うことが含まれるが、それに限定されない。

調査研究プログラム

37　IASB は、調査研究プログラムを維持し、他の会計基準設定主体に個々のプロジェクトに関して IASB と協力することを積極的に求める。IASB と他の会計基準設定主体が明確で共通のプロジェクトに関する予想を有していることは重要である。当事者が以下の事項に合意する場合には、特に有用である。

(a) プロジェクトの内容（目的を含む）

(b) プロジェクトの範囲

(c) 関与する各当事者の責任及び予想（プロジェクトのアウトプットの IASB による使用に関する予想を含む）

(d) プロセス（時期、マイルストーン及び組織化を含む）

(e) プロジェクトは見解又は提案を含むのか、それとも、事実の分析だけを提示するのか

(f) アウトプット（成果物及びそのアウトプットの所有ないしは公表を誰が行うのか、アウトプットをどう扱うのかを含む）

他の基準設定主体が IASB から独立して、自由に調査研究活動を行うことを選択することができる（IASB 及び IFRS 開発の方向性に影響を与えることを意図するかもしれない調査研究を含む）。

38　IFASS は、参加者が開始した調査研究を共有できる機会を提供する。これによ

って、調査研究の実施者がさらに進めていくことが可能な見解及びアプローチを識別することに役立つかもしれない。IASB も、他の会計基準設定主体が開始した調査研究を支援し、ウェブサイトを通じて、彼らが作成する調査研究ペーパーを宣伝する。

基準プログラム

39　会計基準設定主体は、新基準の開発への重要な貢献者である。自身の見解の分析及び表明に関する明らかな貢献だけでなく、会計基準設定主体は、幅広い情報源からさまざまな方法でインプット及び証拠を提供することもできる。例として、以下のものがある。

(a) コメントレター

(b) フォーカス・グループ、討議フォーラム及び円卓会議

(c) ワーキング・グループ及び専門家パネル

(d) 学術調査及び他の独立した調査

(e) 批判的分析、分析的評価、「仮定計算（what if）」分析及びデータ分析

(f) 利害関係者とのフィールドワーク

(g) 一対一の会合、フォーカス・グループ、アンケート調査

影響分析及びフィールドワーク

40　IASB 及び個々の他の会計基準設定主体には、彼らが収集する情報及び証拠にどのくらいのウェイトを置くのかを検討するための手続がある。置かれるウェイトは多くの要因による影響を受けるが、これには、どのくらい直接的に情報の収集又は検証に関与したかや、証拠が特定の論点又は対象グループに関してどのくらい代表的なものでありそうなのかに関する確信の度合いなどが含まれる。

41　一方の団体（IASB であれ別の会計基準設定主体であれ）が収集した情報は、やりとりの性質が透明である場合には、他方の団体がより大きなウェイト付けをする可能性が高い。現地の利害関係者とのやりとりについて IASB と現地の基準設定主体からの人間を協力させることにより、利害関係者との直接のアクセスが両当事者に提供され、取組みの重複が削減され、利害関係者が同一又は類似の情報について IASB と別の会計基準設定主体から別々に求められる可能性が減少する。

42　多くの場合、国内基準設定主体は、自身とともにIASBに関連性のあるいくつかの分析を行ったり、特定の法域に特有かもしれない特徴を識別したりするのに適した立場にいる。IASBと他の会計基準設定主体とが協力することにより、IASBに追加的なリソース及び専門知識が提供され、作業の重複を回避することができる可能性が高い（影響分析を異なる当事者が実施している場合に、企業が同一又は類似の情報を2度提供する必要がなくなる）。協力は、他の会計基準設定主体が基準設定プロセスにおいて積極的な役割を果たすことを確保することになる。

43　IASBと他の会計基準設定主体は、利害関係者にはどの主体と話すのかを選択する権利があることを理解する。IASBと国内基準設定主体が常に一緒に利害関係者と接触することが可能とは限らない。時には、利害関係者は、IASB又は国内基準設定主体との単独での交流を要請するであろう。IASBと他の会計基準設定主体は、他の利害関係者とのオープンな関係を維持する場合がある。IASBと他の会計基準設定主体が利害関係者と個別の関係を持つことは妨げられず、各当事者が独自の関係を開発して維持する能力に制約を設けるべきではない。しかし、IASBと他の会計基準設定主体は、それぞれの交流の透明性を向上させ、利害関係者が他方ともオープンにコミュニケーションすることを促進するために協力するよう最善の努力を行う。

契約、税務及び規制におけるIFRS（GAAP）への参照

44　財務報告についてのIASBの目的では、主に投資者に焦点が当てられているが、一般目的財務報告書が他の多くの目的に利用されていることも理解している。一般目的報告書は、銀行と彼らの顧客の間での契約において参照されることが多い。一部の法域では、財務報告の方針によって算定される金額に税制面を結び付けている。銀行監督機関は、金融の安定性を評価する際に、財務報告数値をインプットとして使用することが多い。また、一部の政府は、報告書を統計及び経済計画のために使用している。

45　こうした他の機関の目的を満たすことはIASBの責任ではない。しかし、IASBには、IFRS財務諸表を使用する機関に、IASBの基準設定が自身の目的にどのように影響を与えるのかを評価する機会を与え、実務上可能ならば、会計処理の変更を反映するために必要な規制の変更を行うのに十分な時間を与えるようにする責任がいくらかある。必要とされる追加的な時間は、新基準がもたらす財務報告の改善を適時に導入する必要性とのバランスを取らなければならないであろう。

46　IASBには、証券監督者国際機構（IOSCO）や金融安定理事会などの国際機関

とコミュニケーションするための正式な仕組みがある。しかし、他の会計基準設定主体の方が、財務報告基準の変更が国内に与える影響について多くの知識を有している可能性が高い。IASB は、各国の金融健全性規制機関や、適当と考える場合には、税務当局及び他の関連機関に、IFRS の要求事項の変更によって生じる可能性の高い含意についての情報が伝わることを確保するための連絡を、他の会計基準設定主体に依拠する。

IFRS の適用及び維持管理

47 IFRSの首尾一貫した適用は､他の会計基準設定主体とIASBが協力する方が、強化される可能性が高い。この点で、他の会計基準設定主体は、自らの利害関係者がさまざまな形式を通じて新基準を理解するのを助ける。また、これを行う際に適用上の論点を識別する場合もある。

48 他の会計基準設定主体が新たに発生する論点に関連して運用する一般原則は、可能である場合は、IASB を支援し、IFRS からの逸脱や IFRS に関する法域固有の国内の解釈を提供しないということである。IASB と他の会計基準設定主体は、国内のガイダンスの必要性を最小限にするよう協力する。国内のガイダンスの必要性は、IASB が、IFRS 解釈指針委員会とともに、各法域の IFRS 適用上の論点に適時に対応するよう最善の努力を行えば、減少するであろう。

49 他の会計基準設定主体が関係者と協力して識別したIFRSの適用に関する新たに発生する論点は、IFASS ないしは地域団体（該当する場合）と IASB を通じて協力した形で扱われる。通常、会計基準設定主体は、識別した新たに発生する論点に関して他の会計基準設定主体の見解を求めるであろう（場合によっては IFASS 会議アジェンダの一部として）。これは、当該論点が、新たに発生する論点を扱う解釈指針委員会のプロセスの文脈において、適時な解決に向けて IASB 又は IFRS 解釈指針委員会の注目の対象となることにつながる可能性がある。会計基準設定主体は、通常、こうした論点に関して IFRS 執行の責任を有する国内の規制機関とも連絡を取るであろう。

50 このプロセスを通じて、新たに発生している論点が幅広い関心のあるものなのか、それとも少数の法域だけにとって重要なのかが明らかになるはずである。このプロセスは、論点を適時に解決するため、IASB 又は IFRS 解釈指針委員会への情報の提供や調査研究の支援に最も適した立場にいる他の会計基準設定主体を識別するのに役立つであろう。

51 基礎となる経済実態を考えると、新たに発生している論点で、ある法域に特有のものはほとんどないであろう。場合によっては、ある法域で一般的な特定の

状況（取引が行われる環境を含む）が、外見上は類似した取引について異なる財務報告の結果となることを正当化することにつながるかもしれない。したがって、以下の場合を除いて、他の会計基準設定主体は IFRS についての独自の解釈指針の作成を控えることになる。

(a) 他の会計基準設定主体が、根拠となる調査研究を実施した後に、前述のプロセスを経て、ある論点が、当該特定の法域では一般的である特定の状況のために法域特有のものであると結論を下す場合

(b) 前述のプロセスでは適時な成果が生じないため、暫定的な解決策が特定の法域において必要とされている場合

52 他の会計基準設定主体が、最終的に解釈指針を公表することを決定する場合には、IFRS を誤って解釈したり他者に問題を生じさせたりしないという合理的なレベルの確信を得ることを図るべきである。これを支援する 1 つの手段は、他の IFASS 参加者に解釈指針案を配布することである。